

# 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境を作ることで、仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和7年9月1日～令和10年8月31日までの3年間

**目標1**：社員の所定外労働時間を、一人当たり**月平均25時間未満**とする。

<対策>

- ・令和7年9月～ 所定外労働の原因分析等を行う
- ・令和8年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年2回実施
- ・令和9年4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

**目標2**：所定外労働を削減するため、**ノー残業デー**を設定、実施する。

<対策>

- ・令和7年9月～ 社員へのアンケート調査
- ・令和8年1月～ 各部署毎に問題点の検討
- ・令和9年4月～ ノー残業デーの実施  
社内報・トークノートによる社員への周知（毎月）

**目標3**：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・**取得率50%以上**  
女性社員・・・**取得率100%**

<対策>

- ・令和7年9月～ 産前産後や育児休暇、育児休業給付、産休中の社会保険料免除などの制度について最新情報（法改正など）の周知・提供を行う
- ・令和8年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施